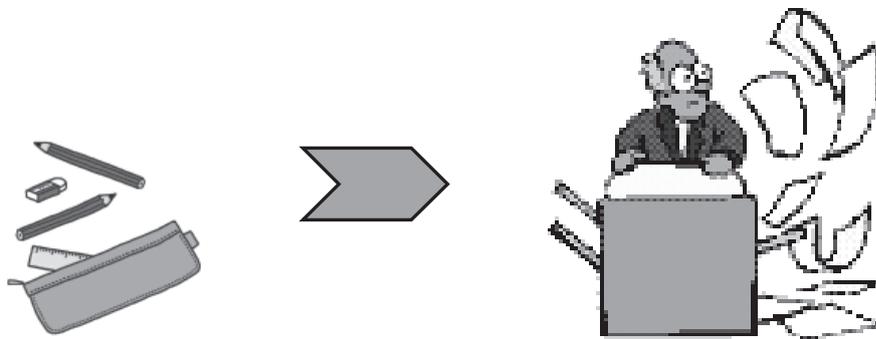


かも知れない

10 すぐに使える「書式」サンプル集

空欄に必要なことを書いて、そのままコピーすると使える場合もあります。

あくまでも「サンプル」(見本)です。内容に応じて自由に書き換えてください。



サンプル種類	ご使用に当たって	ページ
ごあいさつ	町会に転入してきたお宅へ配布します。町会から積極的に生活の情報を提供し、転入者の不安を和らげて迎えましょう。	20p
総会のお知らせ (委任状付)	基本的な総会のお知らせです。町会の進行や内容に応じてアレンジしてください。これは総会のための資料を添えて配布する場合のものです。	21p
総会議事録	基本的な通常総会議事録です。A4版1枚に表現しました。規約改正、町会費の増額、ごみステーションの問題など、いろいろな議案もあるかと思いますが、概ね、発言要旨などは議事進行の順番に記録します。	22p
町会費の請求書 (集合住宅用)	集合住宅の管理会社宛に送付するタイプです。あらかじめ電話などで了解を得た上で送付します。ケースに応じてアレンジしてお使いください。	23p
町会モデル規約	市内の町会には、まだ4割ほどの町会が「規約」をもっていないといわれています。このサンプルを参考に町会運営に必要なルールをつくりましょう。この際、古いものは見直してみるのも大切なことです。	24p

令和 年 月 日

新規転入の皆様へ

町会

町会長

ごあいさつ

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、この程、町会にご転入されました由、町会を代表いたしまして歓迎のごあいさつを申し上げます。

私ども町会は、世帯が加入され、住民の親睦と安全・安心な住みよい地域づくりに取り組んでおります。

つきましては、一日も早く地域になじみ、近隣との友好の輪が広がりますよう、町会規約をお届けしますので、ご一読ください。

下記の諸連絡につきまして、ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

なお、町会費(月 円)は、転入された翌月からいただくことになっていきますので念のため申し添えます。

記

ごみ収集について

燃やすごみ 毎週 曜日・ 曜日の朝

資源回収(ペットボトル、空き缶) 毎月第 曜日・ 曜日の朝

燃やさないごみ(埋立てごみ・金属) 毎月第 曜日の朝

あきびん 毎月 曜日の朝

※それぞれのステーションについては班長さんにお尋ねください。

町会費の納入について

毎月 日まで班長さんまでお届けください

(まとめでの納入もできます。)

貴方の所属される班は_____班です。

班長さんは現在_____さん。

電話_____です。

いろいろ不明な点やお困りのことがございましたら、ご遠慮なく班長さんにご相談ください。

町会 の皆様

町会

町会長

令和 年度 町会「総会」のお知らせ(ご案内)

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
日頃から、当町会の運営にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、令和 年度 町会「総会」を下記の通り執り行います。
つきましては、何かとお忙しい中恐縮ですが、ご出席くださいますようご案内申し上げます。
なお、新旧の班長・役員の引継ぎも行いますので、関係の皆様には、必ずご出席くださいますようお願い申し上げます。

やむなくご欠席の場合は、必ず下の「委任状」に署名・捺印の上、 月 日 曜日までに、切り取って班長さんまでお届けください。

ご出席の場合は、この「式次第」と併せ添付資料を持参くださいますようお願い申し上げます。

記
日時／令和 年 月 日 曜日 時～ 時
場所／

議事案件 (添付資料)

第一号議案 前年度事業報告

第二号議案 前年度決算報告
(監査報告)

第三号議案 役員改選

第四号議案 新年度事業計画(案)

第五号議案 新年度予算(案)

その他議案 その他要望等がございましたら書面により 月 日までに班長
にお届けください。

----- キリトリ -----

委 任 状

私は、令和 年度「 町会総会」の議決権を

議長、又は _____ 氏に委任します (いずれかを選択)

令和 年 月 日

_____ 班 氏名 _____ (印)

令和〇〇年度 〇〇〇〇 町会「総会」議事録

- 1 開催日時 令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分
- 2 開催場所 〇〇〇〇 〇〇〇〇〇
- 3 会員総数 〇〇〇人
- 4 出席者数 〇〇人 (委任状提出者〇〇人を含む)
- 5 議決事項
 - (1) 第一号議案「前年度事業報告」及び第二号議案「前年度決算報告」並びに「監査報告」まで一括審議
賛成 〇〇人・反対 〇人 可決
 - (2) 第三号議案「役員改選」 賛成 〇〇人・反対 〇人 可決
 - (3) 第四号議案「新年度事業計画(案)」及び第五号議案「新年度予算(案)」まで一括審議
賛成 〇〇人・反対 〇人 可決

6 議事の経過及び発言要旨

- (1) 開会
- (2) 議長選出 〇〇 〇〇氏
- (3) 議事録署名人の選出 〇〇 〇〇氏、〇〇〇 〇〇氏
- (4) 総会成立の宣言
議長から今日現在の会員の総数は〇〇〇人であるが、出席者は〇〇人、委任状提出者〇〇人、合計〇〇人あり、会員の過半数の出席があったと認められるので、〇〇〇〇 町会の規約〇〇条の規定により、本総会は成立したとの宣言がなされた。

(5) 議事

- ①第一号議案「前年度事業報告」及び第二号議案「前年度決算報告」並びに「監査報告」まで一括審議とする旨を議長が報告した後、第一号議案を〇〇 〇〇氏、第二号議案を〇〇 〇〇氏、監査報告を〇〇 〇〇氏がそれぞれ説明した。議長が質疑を求めたところ特に無く、議決を求めたところ(満場一致)で可決された。
- ②第三号議案「役員改選」について〇〇 〇〇氏が説明した。議長が質疑を求めたところ特に無く、議決を求めたところ(賛成多数)で可決された。
- ③第四号議案「新年度事業計画(案)」及び第五号議案「新年度予算(案)」まで一括審議とする旨を議長が報告した後、第四号議案を〇〇 〇〇氏、第五号議案を〇〇 〇〇氏がそれぞれ説明した。議長が質疑を求めたところ、第五号議案について以下の質疑があった。
問 〇〇 〇〇氏 会費収入が昨年度より減収の理由を知りたい。
答 〇〇 〇〇氏 高齢者のお宅が相次いで他県の子どもの所へ引っ越すので減収となる。

決議 第四号議案と第五号議案を合わせて議長が議決を求めたところ、(満場一致)(賛成多数)で可決された。

- (6) 議長解任
- (7) 閉会

この議事録は、事実と相違ないことを確認します。

令和 年 月 日

議長

議事録署名人

議事録署名人

印

印

印

令和 年 月 日

御 中

町会名 _____ 町会 ㊟

町会長 _____ ㊟

会 計 _____ ㊟

令和 年度町会費ご請求の件

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

貴社におかれましては、日頃から、当町会の事業運営にご理解賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、表題にあります町会費につきまして、町内に設置されている街灯の電気代をはじめとする町会の運営や、安心、安全なまちづくりに関係する各種団体への活動補助など、生活にかかせない貴重なものです。

つきましては、下記の通りご請求申し上げますので、重ねてのご理解を賜り、お振込みにてご入金下さいますよう、よろしくごお願い申し上げます。

物件名 _____

対象期間 令和 年 月～令和 年 月までの ヶ月

町 費（一戸建て住宅 円のところ） _____ 円／室

対象室数 _____ 室

ご請求金額 _____ 円× 室× ヶ月＝ _____ 円

振込口座名	振込み先	
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名	

※なお、事務の都合上、令和 年 月 日までにお振込み願います。

連絡先 会計 _____ 電話 _____ 住所 _____

----- ㊟ キリトリ -----

控 え _____ 様 令和 年 月 日 _____ 円ご請求

ご入金指定日 _____ 月 _____ 日

【参考資料】

〇〇町会規約(会則)

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、〇〇町会（以下「会」という。）と称する。

(会員)

第2条 会は、〇〇地域の住民（加入単位は世帯）及び事業所をもって構成する。

(事務所)

第3条 会の事務所は〇〇〇に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 会は、会員相互及び会内外の諸団体との協力・協調のもとに、会員の教養を高め、福祉を増進し、地域生活環境の整備や防災などに努め、行政との協議・協力を進めつつ住民のためのまちづくりを行うことを目的とする。

(事業)

第5条 会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦に関する事。
- (2) 専門部活動に関する事。
- (3) 会内外の各種団体との連絡調整に関する事。
- (4) 行政情報の活用及び行政との連絡調整に関する事。
- (5) 所有する資産又は受託した施設の管理及び運営に関する事。
- (6) 地域の将来計画の作成に関する事。
- (7) その他会の目的達成に必要な事業。

第3章 役員

(役員の種類)

第6条 会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長〇名
- (3) 書記〇名
- (4) 会計1名
- (5) 監事(監査)〇名
- (6) 班長・ブロック(棟)長〇名
- (7) 専門部長〇名

(選出方法)

第7条 会長、副会長、書記、会計、監事(監査)、専門部長は総会において出席者の投票により、会員の中から選出する。選挙の方法は別に定める。班長・ブロック(棟)長は各単位会員の中から選出する。

(任務分掌)

第8条

- (1) 会長は、会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 書記は、会務を記録し、会の内外への連絡、広報などを行う。
- (4) 会計は、会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
- (5) 監事(監査)は、会の監査を行う。
- (6) 班長及びブロック長は、班やブロックをまとめ、代表して会務に協力する。
- (7) 専門部長は、各専門部を代表し、専門の業務を行う。

(任期)

第9条 役員の任期は〇年とし、再任を妨げない。

第4章 会議

(会議の種類)

第10条 会の会議は、総会、役員会及び専門部会とする。

- (1) 総会は、会の最高議決機関であり、定時総会及び臨時総会とし、1世帯1名の会員をもって構成する。
- (2) 役員会は、監事(監査)を除く第6条の役員をもって構成する。
- (3) 専門部会は、各専門部員をもって構成する。

(招集)

第11条 定時総会は、年1回開催する。臨時総会は、会員の〇分の〇以上の請求があったとき、又は役員会において総会開催の議決があったとき、会長が招集する。役員会は、必要に応じ、会長が招集する。専門部会は、原則として月〇回開催し、各専門部長が招集する。

(議決事項)

第12条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (2) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (3) 規約(会則)の制定に関すること。
- (4) 役員の選任及び解任に関すること。
- (5) その他、会運営にかかる重要事項に関すること。

ただし、重要事項の中で急を要するものは、役員会で決議執行し、会長は次の総会で報告し、承認を受けなければならない。

(成立要件及び議長並びに議決)

第13条 会議は、構成員の〇分の〇の出席をもって成立する。ただし、やむをえない事情で出席できない者は、委任状の提出により出席者の数に加えられる。

総会の議長は、会員のなかから選出し、役員会及び専門部会は、それぞれ会長及び専門部長が議長となる。

会議における議決は、出席者の過半数の賛成による。賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

第5章 組織

(専門部)

第14条 会に、次の専門部を置く。役員会は、必要と認めるとき、臨時の専門部を設けることができる。

(1) 総務企画部、(2) 防災防犯部、(3) 環境衛生部、(4) 交通安全部、(5) 文化部
(6) 体育部、(7) 福祉部、(8) 調査広報部、(9) 施設管理部

(班及びブロック (棟))

第15条 会の運営を円滑に行うために、班及びブロック (棟) を置く。

2 班及びブロック (棟) の編成は、当該住民の協議を経て、役員会の議決及び総会の承認を受ける。

3 班及びブロック (棟) は、会員の中から班長及びブロック (棟) 長を選出する。

(連合組織)

第16条 会は、広域的問題に対処するため、町内会・自治会の連合組織に参加し、連絡調整を行うものとする。

第6章 会計

(会計年度)

第17条 会の会計年度は、毎年〇月1日に始まり、〇年〇月末日に終わる。

(収入)

第18条 会の収入は、次の収入により運営する。

(1) 会費 (2) 寄付金 (3) 補助金 (4) その他

(会費)

第19条 会の会費は、一世帯月額〇〇〇円とする。会費は、班又はブロック (棟) において徴収し、班長又はブロック (棟) 長がまとめて毎月〇〇日までに会計に納入するものとする。なお会費の納入は、〇か月分をまとめて前納することができる。

2 会員に特別の事情がある場合は、会費を減免することができる。

(支出)

第20条 支出は、総会で議決された予算にもとづき、会の目的にそって行う。

2 会員には、細則で定める額の弔慰金を支払うことができる。

3 納入された会費は、理由のいかんにかかわらず払い戻さない。

(会計及び資産帳簿の整備)

第21条 会の収入、支出及び資産を明らかにするために、会計及び資産に関する帳簿を整備する。会員が帳簿の閲覧を請求したときは、閲覧させなければならない。

第7章 監事(監査)

(監査と報告)

第22条 監事(監査)は、会計年度終了後に監査を行い、総会に報告する。

第8章 加入及び脱退

(加入)

第23条 会に加入しようとするものは、会長、班長、ブロック(棟)長に届け出るものとする。

町内会(自治会)の区域に入居した世帯又は開業した事業所があったときは、会は、その世帯又は事業所にこの会の趣旨を説明し、加入の案内をするものとする。

(脱退)

第24条 会員の脱退は次の場合とする。

- (1) 会の区域内に居住しなくなったとき。
- (2) 本人の申し出があったとき。

附 則

(規約(会則)の改廃)

1 会の規約(会則)の改廃は、総会の議決を経なければならない。

(細則の制定)

2 役員会は、この規約(会則)を実施するにあたって必要がある場合には、細則を定めることができる。役員会は、細則を制定したときは、次の総会に報告し、承認を得なければならない。

(施行日)

3 この規約(会則)は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

※ この町会モデル規約(会則)は、(株)自治体研究社発行の「新 自治会・町内会モデル規約一条文と解説」を参考にしたものです。